

平成 2 8 年 5 月 3 0 日

第 5 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 5 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 8 年 5 月 3 0 日 (月)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	3 2	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	3 3	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	3 4	農地法第 3 条許可申請について
5	3 5	農地法第 4 条許可申請について
6	3 6	農地法第 5 条許可申請について
7	3 7	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第 5 条第 3 項第 5 号の規定による意見の変更について(案)
8	3 8	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5 月 30 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 8 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長 駒 水 孝 広
農地係参事補 前 原 光 博

議長 平成 28 年第 5 回農業委員会を本日招集致しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

9 番桑原委員，10 番俵積田広昭委員にお願いいたします

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 32 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 52 号，〇〇〇〇さんは，枕崎市〇〇町の花き専門型の認定農家で経営面積は 141a，作付け面積は 227.5a でございます。

農業労働力は本人，長男，長女の 3 名でございます。

以上は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の，〇〇地区名簿登録番号 52 号については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 32 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 3 号議案第 33 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

続きます。整理番号 10 号

整理番号 10 号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、336 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、67 歳、アメリカ・オハイオ州にお住まいです。

なお、農地法の手続き等については、鹿児島市にお住まいの兄である〇〇〇〇さんに、委任されております。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、65 歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の兄にあたります。

整理番号 10 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 10 号の申請地については 13 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館から南側約 50m に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 9 号を桑原委員にお願いします。

9 番（桑原委員）整理番号 9 号について報告いたします。

5 月 8 日、譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は坊津町に居住する畑作農家で、譲渡人とは義理の弟です。

申請地は〇〇町、〇〇〇〇より北東約 60m に位置し、8 年前から果樹園として梅を栽培しております。

東側は道、西側は畑、南側は住宅、北側は原野です。

取得後も現在同様の営農を行うということで、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上です。

議長 整理番号 10 号を畑野委員にお願いします。

13 番（畑野委員）農地法第 3 条許可申請、整理番号 10 号について報告いたします。

5 月 7 日、譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は〇〇集落にお住まいの畑作農家でございます。

譲渡人は譲受人の実兄にあたります。米国オハイオ州にお住まいであります。さきほど前原君からありましたとおり、鹿児島市〇〇にお住まいの兄の〇〇〇〇さんが代理人として委任をされております。

申請地は〇〇公民館の南側へ約 50m に位置し、東側は山林、南側は耕作放棄地の畑、北側と西側は道です。

申請地は譲受人が年2, 3回程度の草刈により管理がされておりました。
取得後は譲受人が甘しょ畑を中心に野菜類を作付けする計画でございまして、
なんら問題のない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第3条許可申請の整理番号9号及び10号については、事務局の説明及び地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第4条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 はじめに、補足しますが、これから提案します案件は、同一申請人が、共同住宅を2か所に建築するものです。しかし、権利区分が異なることや建築場所が離れていることから、申請が分かれておりますが、関連した案件となっております。

それでは、説明にはいります。

今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

整理番号2号の申請地は〇〇町〇〇番〇, 畑, 面積904㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は共同住宅です。

計画内容は8世帯の2階建て共同住宅建築と13台分の駐車場整備です。

申請事由は、「賃貸用共同住宅を建築することで、安定した収益を得るため。」とのことです。

整理番号2号の申請地は、16ページに掲載してあります。

〇〇町・県道〇〇〇〇線沿いパチンコ店〇〇〇〇敷地の南側, 約130mに位置しております。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が5戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は、共同住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま。

計画面積は 904 m²で問題のないものと思われます。

申請地北側は本人所有の畑，東側は畑，南側は宅地及び雑種地，西側は道です。
共同住宅敷地への転用にあたり，東側 0.9m，西側 0.5mの盛土をしますが，
周囲にはブロック積み及び擁壁を施し，土砂，雨水が流出しないよう措置します。
建物の高さは約 7.2mですが，農地境界からは 3m程度控えて建築し，周辺農地
の日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。

雨水については，雨水枡及び側溝を設置し，西側・水路へ放流により処理する
計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側市道・側溝に排水する予定です。

つづきまして，整理番号 3 号です。

整理番号 3 号の申請地は〇〇町〇〇番，田，面積 503 m²外 1 筆合計 836 m²です。

転用目的は共同住宅・駐車場です。

計画内容は 8 世帯の 2 階建て共同住宅建築と 16 台分の駐車場整備です。

整理番号 3 号の申請地は，18 ページに掲載してあります。

5 条申請 6-36-14 と同時申請になります。

県道〇〇〇〇線沿い〇〇〇〇敷地の西側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第 1 種中高層住居専用地域及び第 1 種住居地域の指定がされてお
り，都市計画用途指定地域内農地であり第 3 種農地と判断されます。

計画面積は 836 m²です。

申請地北側は宅地及び雑種地，東側は宅地及び畑，西側は畑，宅地及び農地で
す。

共同住宅敷地への転用にあたり，周囲にはブロック積みを施し，土砂，雨水が
流出しないよう措置します。

建物の高さは約 7.5mですが，建物は申請地北側に配置し，農地境界からは 1
m～7m程度控えて建築し，周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置す
る計画となっています。

雨水については，雨水枡及び東側境界に沿って U 字溝を設置し，南側・水路へ
放流により処理する計画です。

生活排水は南側道路に埋設されている下水道管に接続し，排水する計画です。

そのほか，資金調達計画も別紙資金証明書のとおり適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査結果について，調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 2 号を瀬戸口委員をお願いいたします。

12 番（瀬戸口委員）整理番号 2 号について説明いたします。

5 月の 17 日，畑野委員，前原参事補の 3 人で現地調査をしてまいりました。

申請地は昭和 48 年 9 月 20 日に土地改良法による払下げ処分により，登記され
た農地であります，工事が完了してから起算して 8 年以上経過しております。

また、市が定める農業振興地域整備計画区域内からも除外されております。
申請地は県道〇〇〇〇線沿いのパチンコ店より南側に入り込んだところであり
ます。

その周辺は宅地が点在しております。

東側は道路に接し、隣接地〇〇番も道路に接し甘しょ畑となっております。

西側は市道に接しております。

北側は分筆した甘しょ畑で、甘しょ畑には雑種地・宅地が接しております。

南側は宅地及び雑種地となっております。

施工に関しては、西側の市道より 50cm程度、東側は 90cm程度盛土し、雨水
は西側の市道の側溝に流すとのことであります。

また、周囲の同意を得ており、分筆をしました土地との境界にはブロック擁壁
を設置するとのことであります。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 3 号を畑野委員にお願いします。

13 番（畑野委員）整理番号 3 号について報告いたします。

さきほど皆さんと一緒に現地調査をした分でございます。

調査日、調査員についてはさっきの整理番号 2 号と同じでございまして、〇〇
行政書士立会いのもと行いました。

申請地は、〇〇に〇〇〇〇工場がありますけれども、その工場の西隣に位置し
ております。

〇〇番は、東側は〇〇〇〇工場と畑と宅地、西側は畑、南側は一体利用の 5
条申請と田んぼ、北側は一体利用の〇〇番の畑でございます。

〇〇番は東側は〇〇〇〇工場、西側は里道、南側は一体利用の〇〇番の田んぼ、
北側は宅地と雑種地でございます。

転用目的については共同住宅と駐車場でございます。

周辺の地主さんとは同意も取れているということでもございました。

既に境界には擁壁がされておりまして、その現状のままですらその上にフェンスを
立てる計画でございます。

雨水についてはさきほどありましておきり雨水枡を 10 箇所程度設置を致しま
して、現在ある排水溝へ放流するとのことでございました。

しかしながら、さきほども申しましたとおり、隣接の〇〇〇〇からの雨水につ
いて〇〇番と〇〇番へ流れる旨を指摘しましたところ、次のような回答がござい
ましたので報告を致します。

敷地内への雨水の排水は認める。工場からの雨水排水が行われている東側の境
界に沿って、U字溝を入れて南側の側溝へ流すということで、これを踏まえた流
量計算も行っているということでもございました。

この工場敷地所有者と境界確認の協力については条件として〇〇さんもやむ
なく承諾をしたような状況で報告をきいております。

あと、8戸の居室と16台の駐車場設置するための申請でありまして、一応その場では妥当な申請ではないかということでございましたけれども、さきほど皆さんと一緒に現地調査を見ていただきましたので、これについて皆さんでご審議方をよろしくお願いを致したいと思います。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13番(畑野委員) 今皆さん一緒に見ていただきまして、その申請部分については許可をわたしているような状態ですが、見てのとおり下流の方の側溝が小さいということで、そこを条件付にして許可を出すのか、そこらへんだと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長 畑野委員より下流部分の排水がどうかというような意見がありました但皆さんどうですか。

11番(俵積田義信委員) そうするといったん保留ということになるんですかね。

事務局 保留とするか、条件付で出すか、そういうことも話し合ってもらいたいと思います。

5番(中原委員) 許可するにしても条件付で側溝をやり直すという条件でないと、ちょっとあとあとが問題が出てくるんじゃないかと思ひますけど。

議長 他にござひませんか。

7番(沖園委員) 許認可のありかたという件では、事務的に手順が反対になっているというような状況なんですよね。

やはりそういう建築確認申請が受け付けられているという条件の中で我々農業委員会としては判断をくだらんといかんということですひので、その条件付の書式様式ちゅうのはあるひの。

事務局 書式としては別にありません。ですから条件等どうつけるかですけど、個人的にですがすひません、ちょっとものが大きすぎると思ひんひですひ。

実際何を作るにも100万200万でかかりますし、それから確認申請も下りてるということ自体おかしいですひね。

もうつかえすという形で保留の方がいいと、そのあとでいろいろ話をしたほうがいいと私は思ひます。

7番(沖園委員) さきほど事務局の方から雨水の処理断面的な雨水量のその断面容量的な部分はどういった式算をしてるんですひか。

それはされてひないひの。

事務局 行政書士のほうに指摘したところ、雨水まで見込んだ設計をしたということなんですひが、実際設計図書までこちらに審査の対象になってませんひので、そこについては数字的な審査というものはしてひないひですひね。

7番(沖園委員) その辺を建設課と横の連携の下にひすひね、どれだけの断面があれば大丈夫なのか、その辺も確認しないと農業委員会としては判断が出来ないというような条件にすればどうひなんですひか。

事務局 金曜日に建築の方と立ち会って、どういうふうになってるのかということ
を質問したところ、流出するところしか見ないということだったものですから、確
認申請が下りる、あの断面なら下りるかもしれないという返事だったです。

でも、それではそのあとに影響が相当あると思うので。

7番（沖園委員）結局農業委員会としてはそこを危惧してるわけですよね。

危惧してるわけだから、どれだけの最大雨量でどういった断面容量が必要であ
るかというものを出示してもらわないと判断が出来ないということではないんじや
ないですか。

議長 保留ということですかね、皆さん。

事務局 決定できないということなので保留ということで。

議長 他にありませんか、保留ということで。

7番（沖園委員）周辺住民の同意は得られているというようなことは口頭で聞かれてい
るんですけ。

事務局 ですね、一応行政書士に確認したところ、同意を取っているということであ
りました。

ただ、同意書等というのまでこちらで求めてませんので、書類的な証拠書類と
いうのは無いということですね。

7番（沖園委員）結局つきあたりの市道にある用排水路ですよね、あの〇〇の集落にず
っと流れていく用排水路になっているわけですから、本市の建設課とも用水路と
しての水利組合、または建設課の排水路としての判断も合わないと言われている
のが心配されたように今の状況で許可すれば越流して下の農地に流れ込むんじや
なかろうかと言われてるわけですから、また用水路としての機能もまた維持せん
なすまんわけですからその辺も確認を取ったほうがいいんじゃないかと思いま
す。

事務局 この前の〇〇町の時も隣接するところに同意の印鑑をもらうということが
ありました。

今度も今口頭での同意ということでもありますけど、その印鑑も必要にいて、
あとは建設課と協議しなければいけないということで、保留にしたいと思います。

7番（沖園委員）用水路は水利組合があるはずですけど、その確認とっていったほう
がいいと思います。

2番（中村委員）周辺の同意をもらってるというのは今申請があつたその周辺だけじゃ
ないんですかね。

流末の市道との合流地点のこの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、そしてまた下の
〇〇、ここら辺が一番影響を受ける部分なんですよ。

ここら辺の同意を取る必要が、同意というか取ってないんじゃないかなと思
うんですけど。

結果的には言われるように保留の方がいいんじゃないですかね。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第4条許可申請の、整理番号2号については、報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号の整理番号2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

整理番号3号についておはかりいたします。

整理番号3号については、保留ということで御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号整理番号3号については、保留することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

整理番号14号

整理番号14号の申請地は〇〇町〇〇番，田，66㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

4条6-35-3と同時申請になります。

転用目的は共同住宅・駐車場です。

計画内容は8世帯の2階建て共同住宅建築と駐車場整備であり，申請地は主に，普通自動車3台の駐車区画となる予定です。

整理番号14号の申請地は，18ページに掲載してあります。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第1種中高層住居専用地域の指定がされており，都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断されます。

計画面積は66㎡です。

申請地の北側は一体利用で同時申請する田，東側は道，南側は宅地，西側は遊休地化した農地です。

共同住宅敷地への転用にあたり，周囲にはブロック積み及びフェンスを施し，土砂，雨水が流出しないよう措置します。

雨水については，自然流下により西側側溝へ放流により処理する計画です。

構築物もなく，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

車の出入りは、東側からおこないます。

また、西側農地への通行については、南側宅地より行い、宅地所有者からも承諾を得ているところです。

駐車区画の整備であることから、工作物もなく、農地境界からは1m以上控えて建築し、周辺農地の日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか、資金調達計画も別紙資金証明書のとおり適正であります。

以上で説明を終わります。

事務局 農地法第5条の許可申請につきましては、さきほどの農地法第4条許可申請の整理番号3と関連がありますので、これも同じように保留ということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長 保留ということで御異議なしと認めます。

次に日程第7号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更(案)についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第7号、議案第37号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による意見の変更(案)について説明いたします。

変更理由ですが、平成28年3月22日付け、〇〇入会林野整備組合へ標記意見書を交付しましたが、今回枕崎市が認可するにあたり、入会権者の確認をしたところ、新たに、1名の死亡が判明したため、入会権者の変更をするものである。ということです。

変更の内容につきましては、変更前の〇〇町、〇〇〇〇さんが亡くなられたことにより、〇〇町の、〇〇〇〇さんの長男である〇〇〇〇さんへ入会権者を変更しようとするものです。

資料21ページ、中程にある表をごらんください。

二段書き中、上の段の括弧書きが変更前、下段が、変更しようとするものです。

なお、変更により、入会権を得ようする者については、遺産分割協議も整っており、農業委員会の定める別段の面積も超えること他、すべての要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見の変更(案)については、報告のとおり

承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 8 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 8 号議案第 38 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 22・23 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 61 号から 73 号までの利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 12 件、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 48 件で、設定面積は田が 1 筆の 575 m²、畑が 53 筆の 47,864 m²、樹園地が 5 筆の 3,406 m²で合計 59 筆の 51,845 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たして

いると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は 24 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 10 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で、2,958 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

整理番号 11 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で、1,076 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

整理番号 12 号、譲渡人は愛知県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で、248 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第 8 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 61 号

から 73 号まで、及び所有権移転の整理番号 10 号から 12 号までについては原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 38 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、6 月 20 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後続きまして、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 40 分閉会